

犯罪被害者等基本法の概要

- 1 目的
 - 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
 - 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進
 - もって犯罪被害者等の権利利益を保護
- 2 対象（犯罪被害者等）
 - 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族
- 3 基本理念
 - 犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重、ふさわしい処遇を保障される権利
 - 被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策
 - 再び平穏な生活を営めるまでの間の途切れない支援
- 4 国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力 等
- 5 犯罪被害者等基本計画
 - 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 犯罪被害者等施策推進会議が作成した案により閣議決定
- 6 年次報告
- 7 基本的施策
 - 相談及び情報の提供等（第11条）
 - 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
 - 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
 - 保健医療サービス・福祉サービスの提供（第14条）
 - 犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保（第15条）
 - 居住・雇用の安定（第16～17条）
 - 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）等
- 8 犯罪被害者等施策推進会議
 - 内閣府に設置
 - 犯罪被害者等基本計画の案の作成、その他犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、実施の推進、検証・評価・監視
 - 会長（内閣官房長官）及び委員10人以内（総理指定の国務大臣、総理任命の有識者）
- 9 施行日
公布（平成16年12月8日）から6か月以内の政令で定める日